

高都都第472号
平成27年7月8日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱田 剛 史



北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）

都市計画公園中 5・5・207-2号 安満遺跡公園を、次のように変更する。

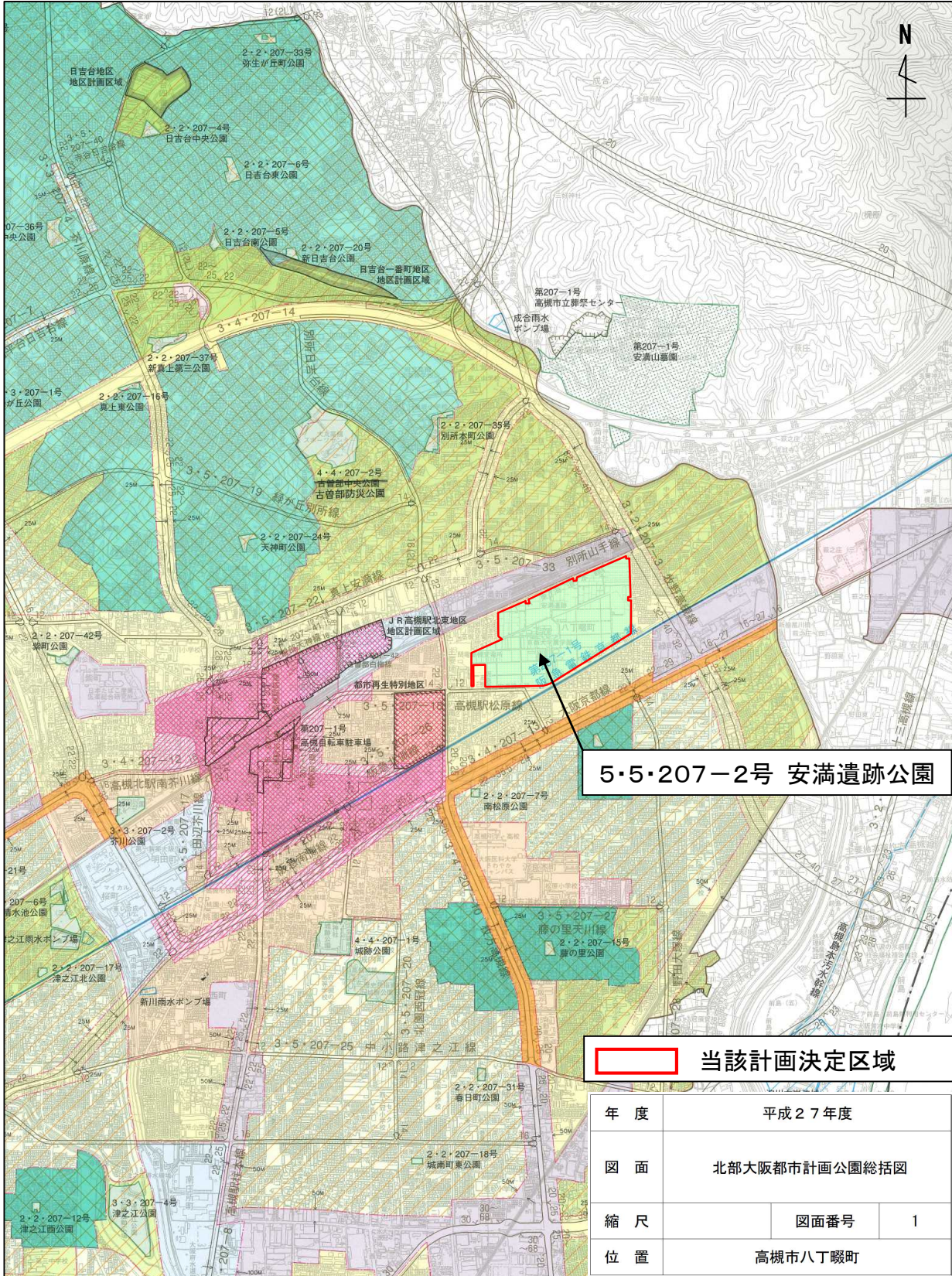
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園			
総合公園	5・5・207-2	安満遺跡 公 園	高槻市 八丁畷町地内	約 20.9ha	園路・広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 教養施設 便益施設 管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

変更の理由

都市計画道路高槻駅松原線の計画変更にあわせて、5・5・207-2号安満遺跡公園の計画区域の一部を変更します。

北部大阪都市計画公園総括図



5・5・207-2号 安満遺跡公園 計画図（新旧対照図）

